

平成 年 月 日

保護者様

(学年 組 番氏名)

利根沼田学校組合立
利根商業高等学校長

学校で予防すべき伝染病と出席停止について

次の表にあげた病気にかかっている場合、他の児童生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により、病気が治るまで本人の出席を停止するように定められています。なお、感染予防のため、校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

病気が治り、他に感染するおそれなくなり登校する場合は、右の医師の「証明書」をいただいて学校に提出してください。

出席停止の期間の基準

| 学校で予防すべき伝染病の種類 | | 出席停止の期間 |
|----------------|--|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA (H5N1)であるものに限る） *感染症法に規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」は第1種の感染症とみなす | 病気が治って、学校医等の許可があるまで |
| 第2種 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん（三日はしか） | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんがかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主に症状がとれてから2日を経過するまで |
| 第3種 | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |

◎上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。
◎群馬県では、第3種「その他の感染症」については定めないとしています。

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ保護者にお渡しください。

証明書

(主治医→保護者→学校)

キ

利根沼田学校組合立利根商業高等学校

リ

学年 組 番 氏名

ト

病名 ()

リ

上記の者は 月 日 より出席停止となっていました。病気が治り、他の伝染のおそれなくなったので 月 日から出席してよいと考えます。

備考

平成 年 月 日

医師

